

犬の飼い方・猫の飼い方



日本で犬や猫を飼う場合、様々なルールがあります。以下の内容を確認し、ルールを守ってください。

犬の場合



犬を飼ったら ⇒ 登録をします (A か B いずれかの方法で登録)

【A】マイクロチップが入っている

スマートフォンで登録します
¥400



日本のマイクロチップのみ対象

環境省登録サイト

【B】マイクロチップが入っていない

池袋保健所で登録をします
¥3,000



鑑札を貰う(首輪につけます)

豊島区から他の地域へ引っ越したら、引っ越し先で手続きします。

犬の飼い方 ⇒ 日常生活でのルール

1年
に
1回

①動物病院で狂犬病
予防注射を犬に打つ



②池袋保健所に行く
(犬は連れて行かない)

持っていくもの
・病院発行の注射済証
・¥550

③注射済票を貰う
¥550

首輪に
つけます



お散歩の時は

- ・注射済票を首輪につける
- ・リードにつなぐ
- ・フンを持ち帰る袋とおしっこを流す水を持っていく

毎日

フンは家にもちかえる
おしっこは水で流す



放し飼い禁止



鳴いたまま放置しない
しつけをする



猫の場合



猫を飼う時は、登録は必要ありません。

猫の飼い方 ⇒ 日常生活でのルール

- ①家の中で飼います。
- ②首輪に名札をつけたり、動物病院でマイクロチップを装着します。
- ③繁殖力が強いので、子猫を望まない場合は不妊去勢手術をしておきます。



裏面には、災害時にどうすればよいかの説明があります。

ペットの災害対策について



日本は地震や台風などの自然災害が多いです。いざという時にどうすればいいか、確認しましょう。

災害が起きる前に準備すること



避難先の確認

- ・指定された救援センターへの道を確認する
- ・ペットと避難できる親戚や知人宅に事前の依頼する
- ・ペットの預け先を調べておく

ペットにしておくこと

- ・ワクチン接種など健康管理
- ・名札、マイクロチップの装着
- ・しつけ(ケージに入れるようにする)

ペット用非常持出し袋の準備

- ・5～7日分のフード、水等
- ・ペットの常備薬
- ・トイレシート等の衛生用品
- ・避難先で入るケージ等

大地震発生！あなたとペットはどうする？

自宅が壊れたら？



①自宅で住める

ペットと一緒に自宅で過ごします



いいえ

②ペットと一緒に避難できる知人等の家がある

ペット用非常持出し袋を持ってペットと一緒に避難します



いいえ

③ペットだけ預けられる知人等がいる

ペット用非常持出し袋とペットを預けて、飼い主だけ救援センターに避難します



いいえ

ペット用非常持出し袋を持って
ペットと一緒に
指定の
救援センター
へ避難します



【救援センターとは】

大規模災害時に避難生活を送る場所です。近くの小学校などです。
自宅で避難していても、食料などを貰いに行けます(ペット用品はありません)。
救援センターでは、ペットを預けておく部屋と、人が避難生活を送る部屋は別々です。
飼い主は自分のペットと、救援センターに避難してきた動物の世話もしてください。
※爬虫類などは救援センターで受け入れできません(事前に預け先を決めましょう)。

【問合せ先】

ペット・狂犬病注射等について・・・池袋保健所生活衛生課 03-3987-4175(豊島区東池袋 4-42-16)
救援センターについて・・・防災危機管理課 03-4566-2572